



# 山形県公報

平成15年4月1日(火)

号 外 (37)

## 目 次

### 合 同 訓 令

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令..... 1

## 合 同 訓 令

- 山形県訓令第14号
- 山形県議会訓令第1号
- 山形県選挙管理委員会訓令第1号
- 山形県人事委員会訓令第1号
- 山形県監査委員訓令第1号
- 山形県地方労働委員会訓令第1号
- 山形県海区漁業調整委員会訓令第1号
- 山形県内水面漁業管理委員会訓令第1号

本 庁  
出 先 機 関  
議 会 事 務 局  
各 委 員 会 事 務 局  
監 査 委 員 事 務 局

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年4月1日

山 形 県 知 事	高 橋 和 雄
山 形 県 議 会 議 長	山 科 朝 雄
山形県選挙管理委員会委員長	安 部 敏 堂
山形県人事委員会委員長	古 澤 茂 堂
山形県代表監査委員	櫻 井 薫
山形県地方労働委員会会長	濱 田 宗 一
山形県海区漁業調整委員会会長	齋 藤 辰 男
山形県内水面漁業管理委員会会長	設 楽 作 巳

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山形県職員安全衛生管理規程

昭和49年4月

- 県訓令第13号
- 県議会訓令第1号
- 県選挙管理委員会訓令第18号
- 県人事委員会訓令第1号
- 県監査委員訓令第2号
- 県地方労働委員会訓令第1号
- 県海区漁業調整委員会訓令第1号
- 県内水面漁業管理委員会訓令第1号

の一部を次のように改正す

る。

第9条第2項第2号中「県立病院及び」を削る。

第17条第1号中「、自動車税事務所」、「点字図書館」及び「、計量検定所」を削り、同条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とする。

第40条中「伝染病」を「感染症」に改める。

第43条第2項中「職員」を「所属職員」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。